

農業大学校条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第22号

農業大学校条例施行規則の一部を改正する規則

農業大学校条例施行規則（昭和56年岩手県規則第34号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>（授業料の免除）</u></p> <p>第19条 [略]</p>	<p><u>（授業料等の免除）</u></p> <p>第19条 [略]</p> <p><u>第19条の2 条例第13条第1項第1号の規則で定めるものは、次に掲げる災害とする。</u></p> <p><u>（1）平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波</u></p> <p><u>（2）平成28年台風第10号</u></p> <p><u>（3）令和元年台風第19号</u></p> <p><u>2 条例第13条第1項第1号に規定する甚大な被害を受けたと認められる者は、次の各号（前項第2号及び第3号に掲げる災害に係るものにあつては、第2号及び第5号を除く。）のいずれかの被害を受けた者とする。</u></p> <p><u>（1）住居（学資を主として負担している者の住居を含む。以下この項において同じ。）の全壊又は半壊</u></p> <p><u>（2）住居の全壊又は半壊</u></p> <p><u>（3）住居の流出</u></p> <p><u>（4）学資を主として負担している者の属する世帯の収入の著しい減少</u></p> <p><u>（5）警戒区域（東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した事故に関し平成23年4月22日において原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定に基づき設定された警戒区域をいう。）内に存する住居からの立退き又は計画的避難区域（原子力規制委員会設置法（平成24年法律第47号）附則第54条の規定による改正前の原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定に基づき、平成23年福島第一及び第二原子力発電所事故に係る原子力災害対策本部長が、同日付けで避難のための計画的な立退きを行うことを指示した区域をいう。）内に存する住居からの避難のための立退き</u></p> <p><u>3 条例第13条第1項第2号の規則で定めるものは、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告</u></p>

(免除の額)

第20条 免除する授業料の額は、原則として前期分又は後期分の授業料についてその全額とする。ただし、前条第2号又は第3号のいずれかに該当するときは授業料の年額の12分の1に相当する額に休学の開始日又は除籍された日の属する月の翌月（休学の開始日又は除籍された日が月の初日の場合は、当該月）から、休学にあつては復学した日の属する月の前月まで、除籍された場合にあつては前期又は後期が終了する日の属する月までの月数を乗じて得た額とする。

(免除の申請)

第21条 第19条第2号又は第3号のいずれかに該当する場合を除き、授業料の免除を受けようとする者（次条及び第23条において「申請者」という。）は、別に定める様式による授業料免除申請書に災害により被害を受けたことを証する書類その他の校長が定める書類を添え、原則として、次に掲げる授業料の区分に応じて、当該各号に掲げる期日までに校長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

されたものに限る。）であるものに限る。）及びそのまん延防止のための措置の影響とする。

4 条例第13条第1項第2号に規定する修学が困難で特に必要があると認められる者は、免除（入学検定料に係るものに限る。）を受けようとする者及びその生計を維持する者の収入が授業料等減免対象者の認定を受ける者に準ずる程度まで減少した者とする。

(免除の額)

第20条 免除する授業料、入学検定料又は入学金（以下「授業料等」という。）の額は、次の各号に掲げる授業料等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、第19条第2号又は第3号のいずれかに該当するときは授業料の年額の12分の1に相当する額に休学の開始日又は除籍された日の属する月の翌月（休学の開始日又は除籍された日が月の初日の場合は、当該月）から、休学にあつては復学した日の属する月の前月まで、除籍された場合にあつては前期又は後期が終了する日の属する月までの月数を乗じて得た額とする。

(1) 授業料（前条第4項に該当することとなった者に係るものを除く。） 原則として前期分又は後期分の授業料についてその全額

(2) 入学検定料 その全額

(3) 入学金（前条第4項に該当することとなった者に係るものを除く。） その全額

(免除の申請)

第21条 第19条第2号又は第3号のいずれかに該当する場合を除き、授業料等の免除を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める様式による授業料免除申請書、入学検定料免除申請書又は入学金免除申請書（以下「申請書」という。）を、原則として、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める期限（条例第13条第2項に規定する免除の申請にあつては、校長が別に定める期限）までに校長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類その他校長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(1) 条例第12条の規定に基づく授業料の免除を受けようとする場合 災害により被害を受けたことを証する書類

(2) 条例第13条第1項第1号に掲げる者に該当する者として同項の規定に基づく授業料等の免除を受けようとする場合 第19条の2第2項各号（同条第1項第2号及び第3号

(免除の決定及び通知)

第22条 校長は、前条の授業料免除申請書を受理したときは、その内容を審査し、授業料を免除することが適当と認めるときは免除及び免除の額を決定し、授業料免除決定通知書により申請者に通知し、授業料を免除することが不適当と認めるときは免除不承認の決定をし、授業料免除不承認通知書により申請者に通知するものとする。

2 [略]

(免除の取消し)

第23条 前条第1項の規定による授業料の免除の決定の通知を受けた申請者が虚偽の申請をした事実が判明したときは、校長は当該免除の決定を取り消すものとする。

附 則

1～3 [略]

4 条例附則第4項の規定により入学検定料又は入学料（以下「入学検定料等」という。）の免除を受けることができる者は、次の各号（平成28年台風第10号又は令和元年台風第19号に係るものにあつては、第2号及び第5号を除く。）のいずれかの被害を受けた者とする。

(1) 住居（学資を主として負担している者の住居を含む。

以下この項において同じ。）の全壊又は半壊

(2) 住居の全焼又は半焼

(3) 住居の流失

に掲げる災害に係るものにあつては、同条第2項第2号及び第5号を除く。）のいずれかの被害を受けたことを証する書類

(3) 条例第13条第1項第2号に掲げる者に該当する者として同項の規定に基づく授業料等（入学検定料に限る。）の免除を受けようとする場合 第19条の2第4項に該当することを証する書類

(免除の決定及び通知)

第22条 校長は、前条第1項の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、授業料等を免除することが適当と認めるときは免除及び免除の額を決定し、別に定める様式による授業料免除決定通知書、入学検定料免除決定通知書又は入学料免除決定通知書により申請者に通知し、授業料等を免除することが不適当と認めるときは免除不承認の決定をし、別に定める様式による授業料免除不承認通知書、入学検定料免除不承認通知書又は入学料免除不承認通知書により申請者に通知するものとする。

2 [略]

(授業料等の免除の申請をした者に係る授業料等の納付)

第22条の2 条例第13条第2項の申請をした者で、同項の審査の結果、授業料の免除を受けることができなかったものにあつては条例第7条第1項に規定する額の授業料を、入学検定料又は入学料の免除を受けることができなかったものにあつては入学検定料又は入学料を、前条第1項の規定による授業料等の免除不承認の決定の通知を受けた日から起算して1月以内に納付しなければならない。

(免除の取消し)

第23条 第22条第1項の規定による授業料等の免除の決定の通知を受けた者が虚偽の申請をした事実が判明したときは、校長は当該免除の決定を取り消すものとする。

附 則

1～3 [略]

(4) 学資を主として負担している者の属する世帯の収入の著しい減少

(5) 警戒区域（東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した事故に関し平成23年4月22日において原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定に基づき設定された警戒区域をいう。）内に存する住居からの立退き又は計画的避難区域（原子力規制委員会設置法（平成24年法律第47号）附則第54条の規定による改正前の原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定に基づき、平成23年福島第一及び第二原子力発電所事故に係る原子力災害対策本部長が、同日付けで避難のための計画的な立退きを行うことを指示した区域をいう。）内に存する住居からの避難のための立退き

5 条例附則第5項の規定により入学検定料の免除を受けられることができる者は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響に起因して、入学検定料の免除を受けようとする者及びその生計を維持する者の収入が授業料等減免対象者の認定を受け者に準ずる程度に減少したものである。

6 入学検定料等の免除を受けようとする者（次項において「申請者」という。）は、別に定める様式による入学検定料免除申請書又は入学料免除申請書（以下「申請書」という。）に、条例附則第4項の規定による免除にあつては附則第4項各号（平成28年台風第10号又は令和元年台風第19号に係るものにあつては、第2号及び第5号を除く。）のいずれかの被害を受けたこと、条例附則第5項の規定による免除にあつては前項に規定する者に該当することを証する書類その他校長が必要と認める書類を添えて、次の各号に掲げる申請書の区分に応じ、当該各号に定める期限までに校長に提出しなければならない。

(1) 入学検定料免除申請書 校長が別に定める期限

(2) 入学料免除申請書 入学許可の日から起算して15日以内

7 校長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、入学検定料等を免除することを適当と認めるときは免除の決定をし、別に定める様式による入学検定料免除決定通知書又は入学料免除決定通知書により、入学検定料等を免除することを不適当と認めるときは免除不承認の決定をし、別に

定める様式による入学検定料免除不承認通知書又は入学金免除不承認通知書により申請者に通知するものとする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の農業大学校条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第22条の2の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に農業大学校条例（昭和55年岩手県条例第45号）第13条第2項の申請をした者について適用する。
- 3 改正後の規則に規定する別に定める様式は、施行日以後に提出する申請書又は交付する通知書について適用し、施行日前にこの規則による改正前の農業大学校条例施行規則の規定により提出した申請書又は交付した通知書については、なお従前の例による。